

当会と島根県は 「災害時における民間賃貸住宅の提供に 関する協定」を締結致しました！

2013年7月24日、当会と島根県は「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結致しました。全国では21番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

島根県は宍道断層など複数の震源に囲まれています。県による被害想定調査によりますと、マグニチュード7級の巨大地震が発生した場合、建物被害は、揺れや津波等による全壊が3,200棟、半壊が10,700棟、火災による焼失が1,600棟、人的被害は1,300人と推計されました。

このように、大きな災害の発生が予測されておりますが、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

島根県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、島根県地域防災計画に基づく住宅確保及び応急対策の一環として、災害時における民間賃貸住宅の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に基づき要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県土木部建築住宅課、乙においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会本部事務局とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成25年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月24日

甲 島根県松江戸殿町1番地
島根県 島根県知事 溝口 晋兵衛

乙 東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 山口 雄一郎

